⑺　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑾　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshiaki Morikita Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Goka area viaduct No. 3.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 27 May 2013.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 23 July 2013 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 23 July 2013).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　圏央道五霞地区高架橋上部その４工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　自）茨城県猿島郡五霞町幸主
至）茨城県猿島郡五霞町江川
⑷　工事内容　五霞４号橋（上下線）橋種　鋼４径間連続少主鈑桁橋　橋長　Ｌ＝187.0m　支間長　Ｌ＝44.3m＋55.0m＋45.0m＋41.3m　幅員　20.5m　床版支間長　5.7～6.1m　五霞５号橋（上り線）橋種　鋼３径間連続少主鈑桁橋　橋長　Ｌ＝113.0m　支間長　Ｌ＝36.8m＋44.0m＋30.8m　幅員　10.5m　床版支間長　6.5m　五霞ＩＣ　Ｉランプ　橋種　鋼５径間連続細幅箱桁橋　橋長　Ｌ＝202.0m　支間長　Ｌ＝43.0m＋46.0m＋38.0m＊２＋35.0m　幅員　13.0～13.5m　床版支間長　6.40～6.95m　工場製作工　約1,620ｔ　工場塗装工　約19,200㎡　工場製品輸送工　１式　架設工（クレーンベント工法）１式　支承工　１式　現場塗装工　約1,200㎡　合成床版工　約8,200㎡　橋梁付属物工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年10月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約1,620ｔ
⑺～⑲　第１号１⑺～⑲に同じ。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。
ア）３径間以下の鈑桁橋
イ）３径間以下の箱桁橋
ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
㋒　最大支間長が40m以上であること。
㋓　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。
ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。
ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑸　技術提案［施工計画］が適正であること。
⑹　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成25年10月から平成26年10月を予定する。
複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、上記㋐～㋒は同一工事とし、㋓は別工事でもよい。なお、㋓を別工事とする場合は㋐を満たすこと。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。